

「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」の一部改正に関する意見公募  
手続の結果について

令和6年8月21日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
電力安全課

経済産業省では、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」の一部改正について、令和6年6月17日から同年7月16日まで意見公募手続を実施しました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和6年6月17日(月)～令和6年7月16日(火)
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数 : 2件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問合せ先

経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課

電話番号 : 03-3501-1742

## 提出意見及び提出意見に対する考え方

1	<p>電力安全課の・・・標準実施要領の一部改正 1 1 低濃度 PCB・・・の位置づけ は専門的・技術的で、内容の適性は当方の能力外。知る限りからは、適当に思えます。 1 2 以下、適切なお判断と見受けます。 (20161005 商局第 1 号) の・・・改正する規程 掲出箇所では不都合ありません。</p>	御意見ありがとうございます。
2	<p>このような問題は、使用を許可した国と、製造販売したメーカーが責任をもって調査・回収・処分をすべきことであって、ユーザーに責任を押し付けるべきものではありません。 2004 年まで製造販売されているのですよ！ このようなものを購入・設置させられたユーザーは被害者です。 被害者に責任を求めるのは間違っています。 製造販売を許可した国と、製造販売したメーカーが責任を負って調査・回収・処分するのが筋です。</p>	御意見ありがとうございます。 今後の政策検討に当たり参考とさせていただきます。